

令和2年度 シティプロモーション推進業務委託に関する業者選定実施要領

1 件名

令和2年度 シティプロモーション推進業務委託

2 目的

令和2年度 シティプロモーション推進業務委託に関する業者選定について、関係法令に定めのあるもののほか、必要な事項を定める。

3 契約概要について

(1) 委託内容

別紙仕様書のとおり

(2) 委託期間

令和2年4月1日（水）から令和3年3月31日（水）まで

(3) 契約方法

公募型プロポーザル方式（随意契約）

(4) 業務規模概算額

8,830,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以下

4 企画提案書の提出者の資格

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 川崎市業務委託有資格名簿の業種・種目「99 その他業務 08 広告代理店又は99その他」に登載されているか、業者登録申請中で、企画提案会当日までに上記の業種・種目に登載見込みであること。

5 参加意向申出書、仕様書の配布及び提出並びに問合せ先

(1) 配布期間

令和2年1月16日（木）～令和2年1月30日（木）

(2) 参加意向申出書提出期限

令和2年1月30日（木）午後5時

(3) 参加意向申出書受付時間

午前9時から12時、午後1時から5時（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(4) 配布及び提出場所並びに問合せ先

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎11階

総務企画局シティプロモーション推進室 佐藤・青山担当

電話番号 044-200-2473

メールアドレス 17brand@city.kawasaki.jp

※参加意向申出書等については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」からもダウンロード可。

(5) 提出書類

参加意向申出書(様式1)

(6) 提出方法

持参とする。

6 参加資格結果通知書の交付

上記5により、参加意向申出書等を提出した者には、4の事項について応募資格を確認後、参加資格結果通知書(様式4)を交付するものとする。

(1) 交付方法

郵送

(2) 交付日

令和2年2月6日(木)(郵送発送日)

7 企画提案書について

(1) 提出期限

令和2年2月20日(木)午後5時

(2) 受付時間

午前9時から12時、午後1時から5時(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 提出場所

5(4)に同じ

(4) 提出方法

持参とする。

(5) 提出書類

ア 企画提案書 12部(A4判縦横どちらでも可。表紙を除き10ページ以内。)

イ 見積書 1部(総額、内訳等記載のこと。)

8 企画提案会

(1) 日時

令和2年3月3日(火)(時間は後日、参加資格のある者に連絡する。)

(2) 場所

後日、参加資格のある者に連絡する。

(3) 時間

各者30分(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)

(4) 選考方法

選考は、本市が設置するプロポーザル評価委員会において実施する。

(5) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションは、企画提案書に基づき行う。

イ 出席者は3名以内とする。

(6) 企画提案の評価

企画提案の評価は、あらかじめ定めた選定評価基準(様式5)を基に項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最高点数を得た者を本委託業務の選定業者候補とする。

ただし、合計点数が満点の60%に満たない者については、選定しないものとする。

なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した者が複数の場合(同点の場合)は、選定評価基準(様式5)の「2 企画作成力」及び「5 企画実行力」が最も高い点数の者を選定するものとする。(それでも決定しない場合は、プロポーザル評価委員会の審議により選定する。)

(7) 結果通知

企画提案会の評価結果及び選定業者候補が総務企画局委託業務等指名選定委員会にて承認された後、全ての提案者に結果通知書を送付するものとする。

なお、選考結果等について電話・電子メール等での問合せには応じないものとする。

9 仕様に関する問合せ

上記5(4)に同じ

10 「令和2年度シティプロモーション推進業務委託 プロポーザル評価委員会」について

(1) 設置及び開催について

「総務企画局プロポーザル方式（業務委託）実施要領第5条」で、総務企画局委託業務等指名選定委員会において、プロポーザル方式による受注者の特定を行うことの承認を受けた場合、プロポーザル評価委員会を設置するものとしている。これにより、総務企画局総務部長を委員長として、「令和2年度 シティプロモーション推進業務委託プロポーザル評価委員会」を設置し、次により委員会を開催する。なお、委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理することとする。また、評価委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立するものとする。

(2) プロポーザル評価委員会委員（8名）

委員長

総務企画局総務部長

委員

総務企画局シティプロモーション推進室長

総務企画局シティプロモーション推進室ブランド戦略担当課長

総務企画局シティプロモーション推進室広報担当課長

総務企画局都市政策部企画調整課長

総務企画局情報管理部ICT推進課長

経済労働局産業振興部観光プロモーション推進課長

川崎市メディアコーディネーター

(3) 評価項目

次の7項目に基づき選考する。

ア 情報収集力

イ 現状分析力

ウ 企画の視点

エ 企画作成力

オ 企画実行力

カ 実施体制及び役割分担

キ 業務実績

(4) 提案者が多数見込まれる場合の措置

企画提案書の提出者が多数あり、受注者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、プロポーザル評価委員会において、企画提案書等の内容について、上記評価項目により事前書類審査を行い、上位4者が企画提案会で審査・評価を受けることができるものとする。

11 その他

- (1) 提出された応募書類等は、返却しないものとする。
- (2) 応募申込みや企画提案に関する書類の作成及び提出に要する経費は、提案者負担とする。
- (3) 本契約の締結については、令和2年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の決議を要する。